

平成27年第2回三重県議会定例会

総務地域連携常任委員会 提出資料

◎所管事項

- 1) 『平成27年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見への回答について（総務部関係） 1
- 2) 「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」（仮称）中間案について 2
- 3) 三重県行財政改革取組について
 - (1) 上半期の進捗状況について 6
 - (2) 次期行財政改革取組について 7
 - (3) 「事業改善に向けた有識者懇話会」での意見について 12
- 4) 改正行政不服審査法への対応について 14
- 5) 審議会等の審議状況について 16

(別表1) 平成27年度「三重県行財政改革取組」具体的取組 上半期（4月～9月）実績

(別表2) 現行の「三重県行財政改革取組」の検証

(別表3) 平成27年度事業改善に向けた有識者懇話会（ブラッシュアップ懇話会）有識者からのご意見

平成27年10月8日

総 務 部

◎所管事項

1 「『平成27年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答(総務部関係)

●行政運営

行政運営番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
2	行財政改革の推進による県行政の自立運営	総務部	通常業務を行っているだけでも時間外が多い状況のなか、年度途中で発生する新たな行政ニーズへの的確な対応など、新たな業務付加となる職員への健康管理や業務見直しなどについては、しっかりと管理者側でサポートされるよう取り組まれない。	サミットへの対応等、年度途中から大幅な業務の増加が想定されますが、組織体制の整備や、既存事業における事業実施時期の見直し、業務の効率化等により対応してまいります。 また、ワーク・ライフ・マネジメントの取組を推進するとともに、職員の健康管理についても、サポートしていきます。

行政運営 2

行財政改革の推進による県行政の自立運営

めざす姿

地域が、自らの地域を自らの責任で創っていく自主・自立の地域経営が実現しています。また、現場を重視し、自ら課題を発見するとともに、自らの創意工夫により仕事のやり方を転換していく意欲の高い人材が育ち、自ら変革する組織風土が確立され、日本一、幸福が実感できる三重、働きやすい県庁となっています。

現状と課題

- これまで取り組んできた「三重県行財政改革取組」における残された課題への対応や、「みえ県民カビジョン」の基本理念の実現に向けた県政運営の変革をさらに促進するため、さらなる行財政改革に取り組む必要があります。
- 県民ニーズの高度化・多様化や厳しい行財政環境の中で、職員一人ひとりのライフステージに応じたキャリアデザインの実現を支援できる職場環境とすることで、個々の能力を最大限に引き出し、県民サービスの向上につなげていく必要があります。
- 社会情勢や県政を取り巻く環境の変化をふまえ、職員の意欲や能力の向上につなげる取組を進めるとともに、県民の皆さんとの信頼関係を高め、「協創」の取組を進めることができる、高い意欲やコンプライアンス意識、専門性等を持った人材を育成することが求められています。
- 職員の危機管理意識は高まってきているものの、実際の行動に結びついていない面もあることから、危機対応力を備えた人材育成をより一層進める必要があります。また、危機の未然防止の徹底を図る必要があります。
- 職員が心身ともに健康で、職場においてその能力を十分に発揮することが求められているため、これまでの健康管理の取組に加え、職員自身のこころと体の健康への関心を喚起し、セルフケアに対する意識の向上を図る取組が必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

協創の視点を持ち、「新しい豊かさ」を享受できる三重づくりに積極的に取り組む人材育成や体制の整備など、「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の実現を支える行政運営に取り組めます。

取組方向

- 「みえ県民カビジョン」に掲げた県政運営の基本姿勢に基づき、県民との「協創」の取組の推進や、現場重視で県民に成果を届けるための取組の推進などに重点を置いた行財政改革を進めます。
- 職員一人ひとりの「ワーク」と「ライフ」の高度な両立を実現させるために、ワーク・ライフ・マネジメントの取組を推進します。
- 職員の意欲、コンプライアンス意識や専門性、管理職員のマネジメント能力の向上を図るとともに、時代の変化に的確に対応できる高度な専門性と、現場を重視し「協創」の取組を進めることができるスキルを身につけた人材の育成を進めます。
- 県政を取り巻くさまざまなリスクに対応するため、未然防止策の実効性を高めるとともに、危機に的確に対応できる人材の育成に取り組めます。
- 職員の安全を確保し、こころと体の健康保持・増進を図るため、職場での健康管理や総合的なメンタルヘルス対策等、安全衛生管理に取り組めます。

平成31年度末での到達目標

「みえ県民カビジョン」に掲げた県政運営の基本姿勢に基づく行政運営が行われています。また、人材育成については、「人づくりの改革」に取り組むことで、現場を重視し、県民の皆さんと共に「協創」の取組を進める、高い意欲と能力を持つとともにコンプライアンス意識が向上した職員が育っています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
行財政改革取組の達成割合			次期の行財政改革取組における全ての具体的取組のうち達成した取組の割合

主な取組内容
(基本事業)

県の活動指標

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
<p>40201 自立的な県行政の運営 (主担当：総務部行財政改革推進課)</p> <p>行財政改革の取組を的確に進行管理するとともに、改善・改革が意欲的に行われる組織風土づくりを進めます。また、職員一人ひとりの「ワーク」と「ライフ」の高度な両立を実現させるために、ワーク・ライフ・マネジメントを推進します。</p>	<p>事務改善取組の実践（「MIE職員力アワード」への応募）</p>		
	<p>【目標項目の説明】 「MIE職員力アワード」に応募した所属の割合</p>		
<p>40202 人材育成の推進 (主担当：総務部人事課)</p> <p>「みえ県民カビジョン」に掲げる「県民との『協創』」「現場重視」等の考え方などをふまえつつ、時代の変化に的確に対応できる多様な人材の育成や、職員のこころと体の健康保持・増進に努めます。</p>	<p>人材育成に関する達成度</p>		
	<p>【目標項目の説明】 協創に関する研修の受講後、知事部局内で協創への理解が向上した職員の割合</p>		

行政運営 3 行財政改革の推進による県財政の的確な運営

めざす姿

将来世代に負担を先送りすることなく持続可能な財政運営が行われ、県の政策が効果的に展開されています。

現状と課題

- 県の財政状況は、これまで財源として活用してきた特定目的基金の残高が減少していることに加え、社会保障関係経費や公債費が増加するなど、厳しさが一層増してきています。今後は、これまでの取組に加え、新たな課題に対応するための財源確保も求められていることから、引き続き厳しい財政運営が見込まれます。
- 税収確保対策については、個人住民税の特別徴収義務者の指定を徹底するなど市町と連携した取組を実施した結果、県税収入未済額の縮減、徴収率の向上等において一定の成果をあげることができました。今後も一層の税収確保対策を進める必要があることから、引き続き県民の皆さんが納税しやすい環境の整備拡充や滞納整理の強化に努めるなど、効果的な取組を行う必要があります。
- 公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、平成26(2014)年度に策定した「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づき、公共施設等の適切な質と量の確保に取り組む必要があります。また、財産の有効活用や未利用財産の売却に引き続き取り組む必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

県民の皆さんが、将来に対して不安を感じることなく、安心して暮らすことができる社会づくりを進めるため、将来世代に負担を先送りしない健全で持続可能な財政基盤の確立に取り組めます。

取組方向

- 財政運営にあたっては、将来世代に負担を先送りすることなく、健全で持続可能な財政基盤を確立するため、引き続き、可能な限り県債発行の抑制に取り組むとともに、大規模プロジェクトの実施に備えるための基金を積み立てていくなど、機動的な財政運営を確保します。また、より県民の皆さんにわかりやすく財政状況をお伝えするため、統一的な基準による地方公会計の整備などを通じて、財政運営等の「見える化」を推進します。
- 県民の皆さんが税の重要性を理解し、自主申告、自主納税される環境を整えます。また徹底した課税調査や的確な滞納整理等により、公平で適正な賦課徴収を図ります。
- 「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づき、これまでの取組もふまえ、長期的視点を持って県の公共施設等の適切な質と量の確保に取り組むため、各部局と情報共有等を行うとともに、総務部が所管する庁舎等について、点検・修繕履歴の情報蓄積を進め、予防保全の観点から修繕等を実施します。また、財産の計画的・効果的な利活用や未利用財産の売却に取り組めます。

平成31年度末での到達目標

県債残高の減少傾向を維持し、持続可能な財政構造が確立されるとともに、財政構造の弾力性が向上しています。
 県民の皆さんが、税の重要性を理解し、自主申告、自主納税が定着しています。
 庁舎の的確な保全が行われ、県民の皆さんが安全で安心して庁舎を利用することができます。

県民指標				
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明	
県債残高			一般会計における県債残高。ただし、国の地方財政対策により決定される臨時財政対策債や災害に対応するための災害復旧事業債等、発行について県の裁量の余地がないものを除く	
主な取組内容 (基本事業)		県の活動指標		
		目標項目	現状値	目標値
40301 持続可能な財政運営の推進 (主担当：総務部財政課) 一般財源の規模に見合う適正な歳出規模を堅持し、過度に県債に依存することのない持続可能な財政運営をめざして、県債発行の抑制に配慮した予算編成に努めるなど財政運営の改革に取り組みます。		総事業本数		
		【目標項目の説明】 当初予算編成時点における総事業本数		
40302 公平・公正な税の執行と税収の確保 (主担当：総務部税務企画課、税収確保課) 納税者および特別徴収義務者が税に関する重要性の理解を深め、適正に自主申告、自主納税されるよう、公平で適正な賦課徴収を行うとともに、滞納額の縮減や納税環境の一層の整備に取り組みます。		3月末現在の県税徴収率(個人県民税を除く)		
		【目標項目の説明】 3月末現在の県税収入額を調定税額で除した率(個人県民税を除く)		
40303 最適な資産管理と職場環境づくり (主担当：総務部管財課) 庁舎利用者の安全・安心の確保と、庁舎の長寿命化を図るため、「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づき、「メンテナンスサイクル」(点検・診断(評価)・修繕の履歴を蓄積し、次期点検・診断(評価)・修繕に生かすサイクル)を実施し維持管理の最適化を図るとともに、未利用財産の売却や貸付、公用車広告を行うなど、県有財産の計画的・効果的な利活用を進めます。		庁舎利用者の安全・安心の確保と、庁舎の長寿命化を図るため取り組む「メンテナンスサイクル」の実施割合		
		【目標項目の説明】 本庁舎・地域総合庁舎の建物・設備に係る「自主点検」の結果判明した劣化・不具合箇所に対して診断(評価)を行い、不具合・修繕履歴の蓄積等により的確な保全を図る「メンテナンスサイクル」を実施している庁舎の割合		

3 平成 27 年度「三重県行財政改革取組」

(1) 上半期の進捗状況について

自立した地域経営を実現し、「みえ県民カビジョン」の着実な推進につなげていくため、「三重県行財政改革取組」に掲げる 52 の具体的取組について、平成 24 年度から全庁を挙げて取り組んでいるところです。

本取組の実施については、具体的取組ごとに「年次計画」を作成し、達成に向け着実に推進していくとともに、毎年度の進捗状況については半期ごとに取りまとめ、県議会への報告並びにホームページなどを通じて県民の皆さんへ公表することとしています。

1 具体的取組の上半期実績

昨年度までに達成済み（46 取組）を除く次の 6 取組について、上半期（4 月～9 月）実績を別表 1 のとおり取りまとめました。なお、8 月末現在で作成しているため、9 月実績は見込みとなります。

- ① 勤務評価制度の検証と構築（別表 1 番号 2）
- ② 職員数の見直し（別表 1 番号 11）
- ③ 給与の見直し（別表 1 番号 12）
- ④ 指定管理者制度の的確な運用（別表 1 番号 35）
- ⑤ 地方独立行政法人の円滑な運営（別表 1 番号 36）
- ⑥ 地域の安全・安心に向けた建設業の育成・支援（別表 1 番号 52）

2 年次計画に対する進捗状況

上半期経過時点（9 月末）では、6 のすべての具体的取組について、ほぼ年次計画どおり進捗している状況です。

下半期につきましても、引き続き適切な進行管理に努め、着実な推進を図ります。

(2) 次期の行財政改革の取組について (素案)

1 現行の「三重県行財政改革取組」の成果と課題

現行の取組では、「自立した地域経営」を実現することにより、「みえ県民カビジョン」の着実な推進につなげるため、「人づくりの改革」、「財政運営の改革」、「仕組みの改革」の3つを取組の柱として、全庁を挙げ取り組んでいるところです。

(人づくりの改革)

「人づくりの改革」では、職員の意欲および能力の向上、高度な専門性と「協創」のスキルの向上、危機管理力の向上に取り組ましました。

平成24年12月には「三重県職員人づくり基本方針」を策定し、研修体系を見直すとともに、OJTを人材育成の最も重要な柱に位置付け、「職員の自主性に任せた人材育成」から「組織が積極的に関与する人材育成」に転換し、組織全体で、より積極的に職員に働きかける「みんなで行う人づくり」を進めています。

また、勤務評価制度については、管理職員にかかる勤務評価制度を引き続き適切に運用するとともに、一般職員を対象とする県職員育成支援のための人事評価制度を平成27年4月から本格実施し、評価結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用できる基盤を整えました。

その結果、みえ県民カビジョン・行動計画の行政運営2で掲げた活動指標「人材育成に関する達成度」も目標値に向かって、着実な上昇がみられます。

一方で、現場を重視し県民の皆さんとの「協創」の取組を進めるために必要な人材育成は、十分に進んだとはいえ、さらなる取組の推進が必要です。

また、今後もさらに厳しさを増すことが予想される行財政環境の中で、的確な業務遂行につなげていくには、さらなる職員の能力開発の推進とともに、意欲向上を通じて職員の持つ潜在能力を最大限に発揮させることができる環境整備も必要です。

(財政運営の改革)

「財政運営の改革」では、徹底した事務事業の見直し、総人件費の抑制、税収確保対策、新たな財源確保対策、県債発行の抑制と予算編成プロセスの見直し、県有財産の有効活用と長寿命化に取り組ましました。

歳出の見直しでは、総人件費の抑制に取り組み、平成23年度当初予算と平成27年度当初予算とを比較すると19.9%の削減が実現しました。

歳入の確保においては、個人住民税の徴収対策の推進として特別徴収義務者の全指定の促進等に取り組み、個人住民税ベースで約7億円の増収効果がありました。多様な財源確保策の導入では、県有施設へのネーミングライツの導入や公用車への広告掲載などに取り組み、歳入の増加につなげました。

また、県債については、臨時財政対策債等を除く平成 26 年度末の県債残高（8,094 億円）を平成 23 年度末（8,185 億円）よりも減少させ、発行抑制に努めました。

このように多くの取組によって、歳出の抑制・歳入の確保に効果がみられ、臨時財政対策債等の除く県債残高が減少に転換するなど、一定の成果も得られたものの、今後もさらに本県の財政状況は極めて深刻な状況が予想されることから、一層の歳入確保の促進を図りながら、選択と集中をより徹底した予算編成を行うことなどで、行政ニーズへの的確な対応と歳出抑制をバランスよく実現し、過度に県債に依存しない財政運営を継続していく必要があります。

（仕組みの改革）

「仕組みの改革」では、政策を推進するための仕組みの見直し、県組織の見直し、外郭団体等の見直し、民間活力の有効活用、ITの効果的・効率的な利活用、広聴広報の充実、入札契約制度の着実な運用に取り組みました。

県民の皆さんに成果を届けるための県政運営に向けて、効果的なマネジメントサイクルを確立するため、「みえ成果向上サイクル」を構築し、施策や事業が的確に実施されるよう平成 25 年度から本格的に運用してきました。

また、「みえ県民力ビジョン」を着実に推進する体制を構築するとともに県民の皆さんにとってわかりやすく簡素で効率的な組織体制を構築するため、平成 24 年 4 月に本庁部局を再編し、現場重視で地域の課題を施策に反映でききる組織体制や地域の特性に応じた機能整備をするため平成 25 年 4 月には、地域機関の見直しを実施しました。

さらに、関係団体の自主・自立の観点から、平成 25 年 3 月に「三重県外郭団体等改革方針」を策定し、団体のあり方や県関与について必要な見直しを進めました。

これらの「仕組みの改革」においては、時代の変化に対応し、県民の皆さんに成果を届けることができるようにすることを目的として進めてきましたが、行財政を取り巻く環境変化が激しく、より厳しさが増している現状においては、さらなる見直しが求められているものもあります。今後も、時代の変化に対応し、県民の皆さんに着実に成果を届けることができるよう、それぞれの仕組みの運用状況を踏まえ、絶えず必要な見直しを行っていく必要があります。

(検証の総括)

このような検証を通じて、全体としては現行の取組により、効率的・効果的な県政運営のためのベースとなる基本的な仕組み等が整備され、一定の成果があがっていることを確認したところです。今後も引き続き厳しい行財政環境が予想される中では、「人づくりの改革」における職員力の向上、「財政運営の改革」における総人件費抑制などによる歳出見直しや税収確保対策などによる歳入の確保、「仕組みの改革」における時代の変化に応じた運営手法の見直しなど、この期間で取り組んだ変革を踏まえ、継続的に取り組んでいく必要があります。

また、取組の中には、社会情勢の変化等によって、さらなる改革の推進が求められているものもあることがわかりました。こうした取組については、残された課題への対応としてさらなる改革の方向性を検討することとします。

(さらなる改革の方向性の検討が必要と判断した項目)

- 「三重県職員人づくり基本方針」の策定
- 意欲の向上に向けた組織風土づくり
- 高度な専門性と「協創」のスキルの向上に重点を置いた人づくり
- 県民が納税しやすい環境の整備
- 平成 26 年度末の県債残高を減少に転換
- 未利用の県有財産の積極的な売却と有効活用
- 政策を推進するための新たな仕組みの構築
- 組織運営の見直し
- 情報セキュリティの確保
- 情報システムに関する業務継続計画（BCP）の策定・見直し

※ 「三重県行財政改革取組」（5 2 取組）の個別の検証結果は別表 2 参照

2 次期の行財政改革の基本的な考え方

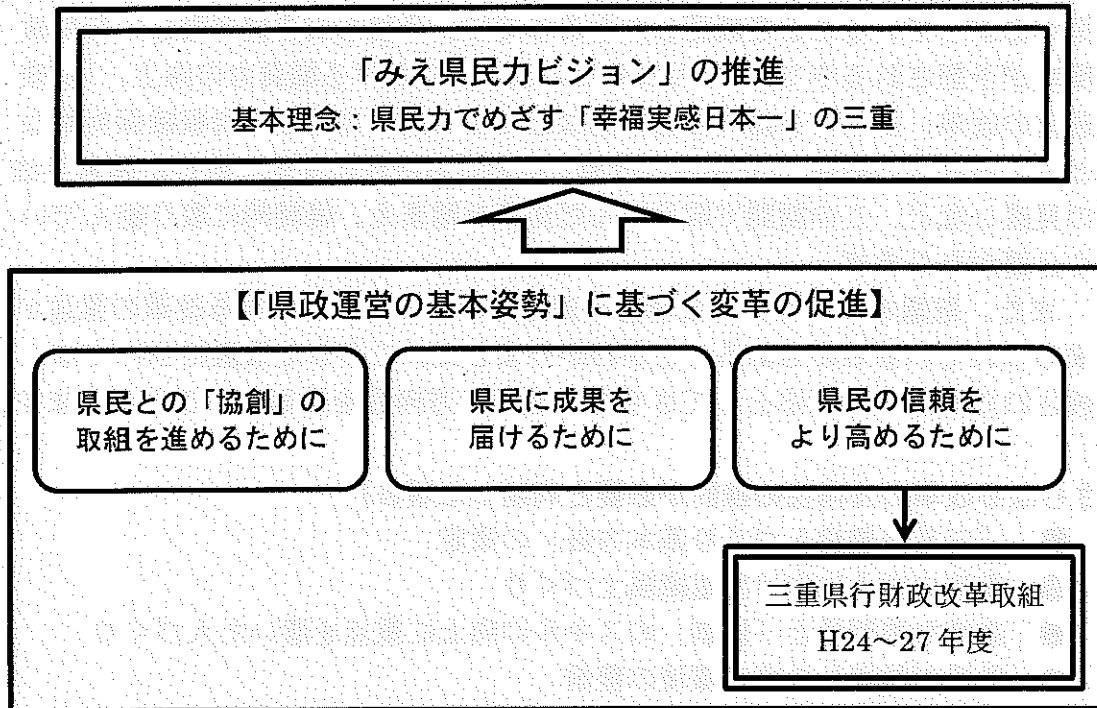
今後の県政においては、「幸福実感日本一」の三重をめざすという「みえ県民力ビジョン」に掲げた基本理念を実現するため、平成 28 年度を初年度とする 4 年間の次期行動計画を策定し、取組を加速することとしています。

そのため、次期の行財政改革においては、こうした基本理念を実現するための県政の展開として「みえ県民力ビジョン」に掲げた「県政運営の基本姿勢」の変革をさらに促進するための取組を、ポイントを絞って重点的に進めることとします。

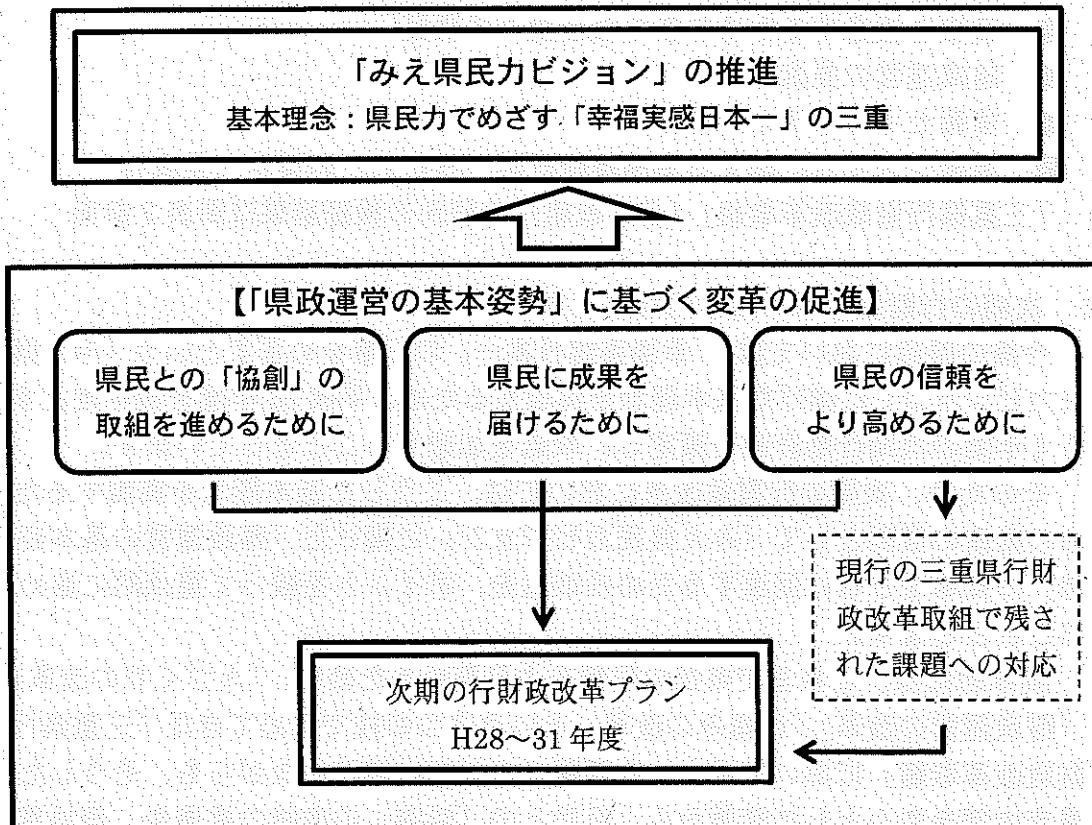
具体的には、これまで県民の信頼をより高めるために、「人づくりの改革」「財政運営の改革」「仕組みの改革」という 3 つの柱で進めてきた「三重県行財政改革取組」において残された課題への対応は継続しながらも、そうした県庁内部を中心とした変革から、県民との「協創」の取組の推進や、現場重視で県民に成果を届けるための取組の推進といった、県民の皆さんとともに進める県政運営の変革に重点を置いた取組を推進していくこととします。

【イメージ図】

1 現行の「三重県行財政改革取組」のイメージ



2 次期の行財政改革の取組についてのイメージ



3 取組方向

(1) 県民との「協創」の取組を進めるために

①県民力拡大支援

- ・ 企業や団体の行う社会貢献活動、NPOや社会起業家による取組など、さまざまな主体の行う「公」を担う活動を結びつけ、活動の輪を広げるための支援の取組を進めます。

②県民力発揮支援

- ・ 県民の皆さんが主体として活躍できる場が増えるよう、これまで県が主導してきた場を開放していくなど、県の事業のあり方を見直します。

(2) 県民に成果を届けるために

①現場重視の事業推進

- ・ 市町や県民の皆さんとの直接対話の機会などを通じたニーズ把握や、課題ごとに関係する県民の皆さんと協議しながらの事業推進を進めます。

②市町との連携強化

- ・ 市町の区域を越える課題について、県としての役割を果たすために関係市町と連携して、調整役を担ったり、連携の核となるなどの取組を進めます。

(3) 県民の信頼をより高めるために

①機動的で柔軟かつ弾力的な行財政運営の推進

- ・ 社会情勢の変化等に伴い、今後もさまざまな行政ニーズが時代の要請として増大することが想定され、限られた経営資源の中でそれらにスピード感を持って的確に対応できる行財政運営の取組を進めます。

(3) 「事業改善に向けた有識者懇話会」での意見について

みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）における改善（ACT）機能の強化を図り、施策の目標達成に資するため、翌年度に向けた事業の見直しにあたり、事業マネジメントシートによる自己評価に加えて、外部有識者からの意見の聴き取りを実施する、「事業改善に向けた有識者懇話会（ブラッシュアップ懇話会）」を開催しました。

1 懇話会の概要

県の事業展開が十分な成果につながっていないと考えられる施策（平成27年版成果レポートにおいて、進展度がCもしくはDとなっている施策で、昨年度に対象としたものを除く）3施策を構成する事務事業について、ご意見をいただきました。

*対象施策及び有識者は別紙のとおり

(1) 有識者への事業説明（7月13日(月)、7月14日(火)）

対象となる施策を構成する事務事業について、その目的や事業概要を説明した。

(2) 有識者からの意見聴き取り（7月27日(月)）

有識者から施策の目標を達成するために必要な事業のあり方や事業の見直しなどについて意見をいただいた。（別表3参照）

2 外部有識者からの意見の活用

みえ県民カビジョン・第二次行動計画（仮称）の策定にあたっての議論に活用するとともに、今後の当初予算議論において、事業の見直しを検討する際の参考として活用していきます。

3 今後の議会への報告

12月上旬に当初予算要求状況の説明の中で、意見の当初予算要求への反映状況を報告します。

(別紙)

1 対象施策

(すべてC評価)

	施策番号	施策名	所管部
1	132	交通安全のまちづくり	環境生活部
2	151	地球温暖化対策の推進	環境生活部
3	251	南部地域の活性化	地域連携部

* 354：水資源の確保と土地の計画的な利用は平成 26 年度に対象としたため除いている。

2 外部有識者

	施策	職名	氏名
1		四日市大学総合政策学部 総合政策学科 教授	こばやし けいたろう 小林 慶太郎
2		情報・システム研究機構 統計数理研究所 助教	ばく よすん 朴 堯星
3	132	帝塚山大学 副学長兼心理学部教授	れんげ かずみ 蓮花 一己
4	151	名古屋大学大学院環境学研究科 教授	たけうち つねお 竹内 恒夫
5	251	法政大学 現代福祉学部 准教授	ずし なおや 関司 直也

4 改正行政不服審査法への対応について

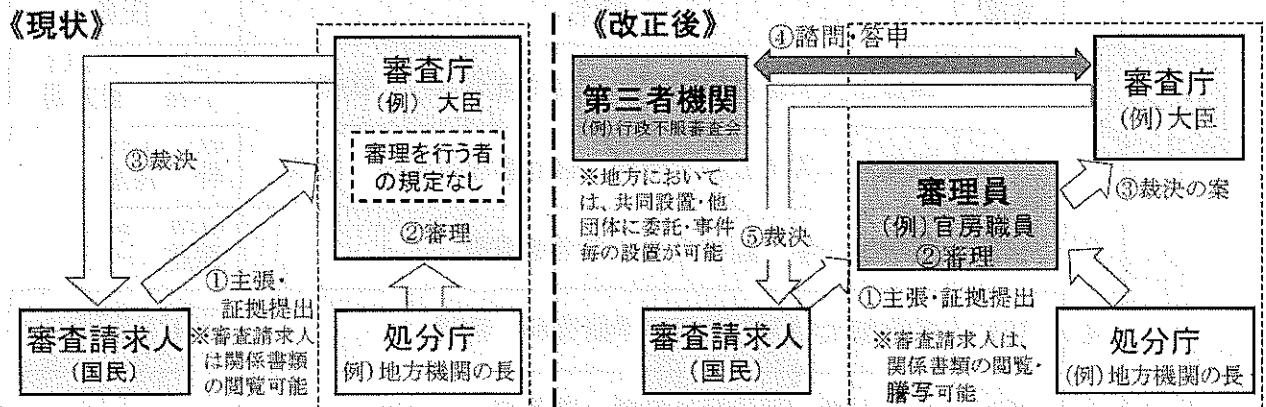
1 行政不服審査法の改正について

行政上の不服申立ては、行政庁の処分等に不服のある者が行政庁にその審査を求める行為であり、行政不服審査法は、この不服申立制度の手続きを定める一般法です。

今回、制度の公正性・透明性の確保、使いやすさの向上等の観点から行政不服審査法の見直しが行われて平成 26 年 6 月 13 日に公布され、平成 28 年 4 月 1 日から施行の見込みです。

【主な改正点】

- (1) 従来は審査庁が審理を行っていたところ、新たに審理員による審理手続及び第三者機関への諮問手続を導入
- (2) 「異議申立て」と「審査請求」の二本立てであった不服申立ての手続きを「審査請求」に一元化
- (3) 審査請求できる期間が処分のあったことを知った日の翌日から 60 日だったものを 3か月に延長



2 県の対応方針について

今回の改正で導入された審理員による審理手続や第三者機関への諮問手続に対応するため、県としては平成 27 年度中に庁内の審査体制の整理、第三者機関の設置準備、及び関係する条例の制定・改正を行う必要があります。

このうち、第三者機関については新規・常設で設置することとし、その事務局は総務部で所管します。

また、条例の制定・改正については、以下の条例案を 11 月定例月会議に上程する予定です。

(関係条例)

- ・三重県行政不服審査会条例案

審査請求に係る県の諮問機関として新たに設置する第三者機関の組織等に関して規定します。

- ・審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料条例案
処分庁等から審理員や第三者機関へ提出された資料について、審査請求人や参加人からその写し等の交付を請求された場合の手数料の徴収について規定します。
- ・行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
行政不服審査法の全部改正を踏まえ、関係する各種条例の規定を整備します。

3 今後のスケジュール（予定）

平成 27 年 11 月	関係条例の提案
平成 28 年 3 月まで	関係規則等の改正
4 月	第三者機関の設置

5 審議会等の審議状況について

(平成27年6月3日～平成27年9月14日)

1 審議会等の名称	三重県公益認定等審議会
2 開催年月日	平成27年6月10日
3 委員	会長 澤田 博 委員 伊藤 庄吉 ほか2名
4 諮問事項	変更認定申請に係る諮問 (答申1件) ・ (公財) 三重県体育協会
5 調査審議結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更認定申請があった法人は、認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。 ・ 諸報告について確認した。
6 備考	次回開催日：未定

注) (公社)：公益社団法人、(公財)：公益財団法人、(一社)：一般社団法人、(一財)：一般財団法人